

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「地上又は」を「廃棄物埋設施設（法第五十一条の二十四の二第一項に規定する廃棄物埋設に係る廃棄物埋設施設であつて）に、五十メートル未満」を「七十メートル以上に、廃棄物埋設施設」を「ものうち、同項の認可を受けた閉鎖措置計画に従つて当該廃棄物埋設施設の全ての坑道について坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行ったものを除く。」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五に次の一号を加える。
二十八 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可

第三十条第一項第三十号の次に次の一号を加える。
三十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第三条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。
第七条に次の一号を加える。

三十二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の二十九第一項の許可

（原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正）

第四条 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

附則
この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十二号

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

法務大臣 上川 陽子
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十三号

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令
内閣は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第二十七条の五、第四十五条第一号及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第十号を次のように改める。

十一・二 ジクロロエチレン
第三条第二号イ及び第五条第二号中「第七条第六項の」を「第七条第四項に規定する」に改める。
第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条第一項中「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された」を「汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された」に、「土壌汚染」を「指示に係る土壌汚染」に、「汚染の除去等の措置の」を「指示に係る汚染の除去等の措置の」に、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した」を「汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え）
第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条第九項並びに第二十三条第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四条	を命ずる	について協議を求める
第二十五条	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求める
第二十七条第二項	を命ずる	について協議を求める

附則

第一条 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の土壤汚染対策法施行令(以下「旧令」という。)第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第二十二條第一項の許可を受けている者は、この政令による改正後の土壤汚染対策法施行令(以下「新令」という。)第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る土壤汚染対策法第二十二條第一項の許可を受けたものとみなされた者については、同条第四項の規定の適用については、その者が旧令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けた日を新令第一条第十号に掲げる物質により汚染された土壌の処理の事業の用に供する施設に係る同法第二十二條第一項の許可を受けた日とみなす。

第三条 (特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正)
(特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。)

第二条第二項第八号中「第八条第十号」を「第九条第十号」に改める。

第四条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第九条」を「第十条」に改める。

総務大臣 野田 聖子
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百八十四号

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)の施行に伴い、並びに生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五十五号)第十五条第三項及び第四項、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第七十三条及び第七十五条第一項並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(生活困窮者自立支援法施行令の一部改正)
第一条 生活困窮者自立支援法施行令(平成二十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第一号中「第二条第二項」を「第三条第二項第一号」に改め、「この項の下に」及び「次条第四項」を加え、同条第二号中「第九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「第三条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第二条第一項中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改め、「法第二条第四項に規定する」を削り、「生活困窮者就労準備支援事業」の下に「(法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業をいう。第四項において同じ。)、生活困窮者家計改善支援事業(法第三条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業をいう。以下この条において同じ。)(第四項に規定する場合に該当する場合には限る。)」を加え、「同条第五項」を「法第三条第六項」に改め、同条第二号中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に、「法第二条第六項に規定する生活困窮者家計相談支援事業並びに法第六条第一項第四号及び第五号」を「生活困窮者家計改善支援事業(第四項に規定する場合に該当する場合は除く。)、法第七条第二項第二号及び第三号に掲げる事業並びに法第十条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 法第十五条第三項の規定により、毎年度国が福祉事務所未設置町村(法第十一条第一項に規定する福祉事務所未設置町村をいう。以下この項において同じ。))に対して補助する法第十五条第三項の額は、福祉事務所未設置町村が行う法第十一条第一項に規定する事業の実施に要する費用の額(その費用のための寄付金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。

4 法第十五条第四項に規定する政令で定める場合は、市等又は都道府県が法第三条第二項第三号に規定する計画を作成するに当たって、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合その他生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が一体的に行われている場合とする。

第三条中「第十八条」を「第二十五条」に改める。

(生活保護法施行令の一部改正)
第二条 生活保護法施行令(昭和二十五年政令第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第七十七条」の下に、「第七十七条の二第一項」を加える。

(地方自治法施行令の一部改正)
第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一百六十七条の二第一項第三号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。
第一百七十四条の二十九第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「並びに同法」を「同法」に改め、「裁決」の下に「並びに同法第八十一条の規定による援助」を加える。
第一百七十四条の三十三中「第十条及び第十五条第二項」を「第十六条第一項から第三項まで及び第二十一条第二項」に改める。
第一百七十四条の四十九の五第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「並びに同法」を「同法」に改め、「裁決」の下に「並びに同法第八十一条の規定による援助」を加える。
第一百七十四条の四十九の十三中「第十条及び第十五条第二項」を「第十六条第一項から第三項まで及び第二十一条第二項」に改める。

(地方公営企業法施行令の一部改正)
第四条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。